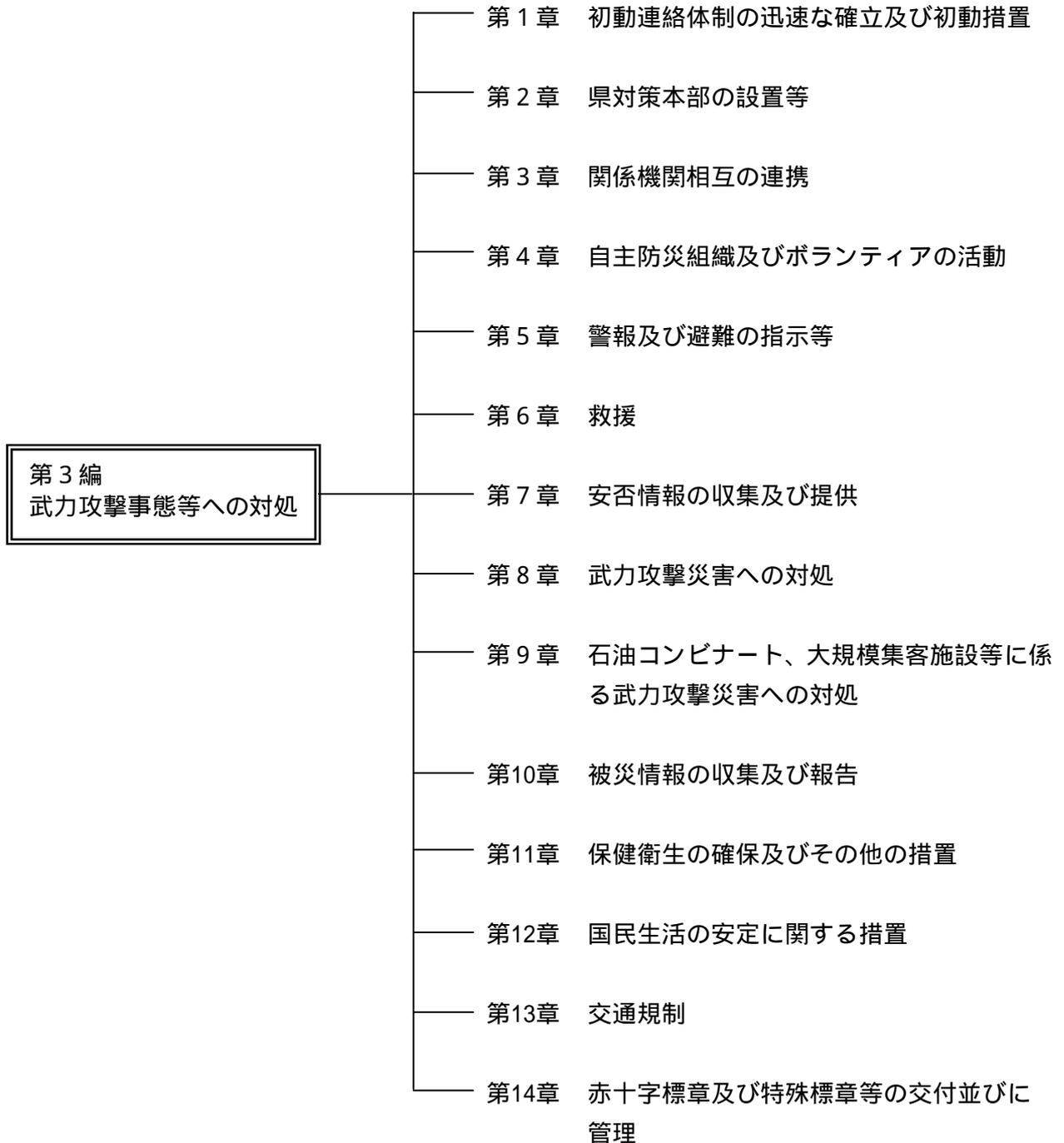
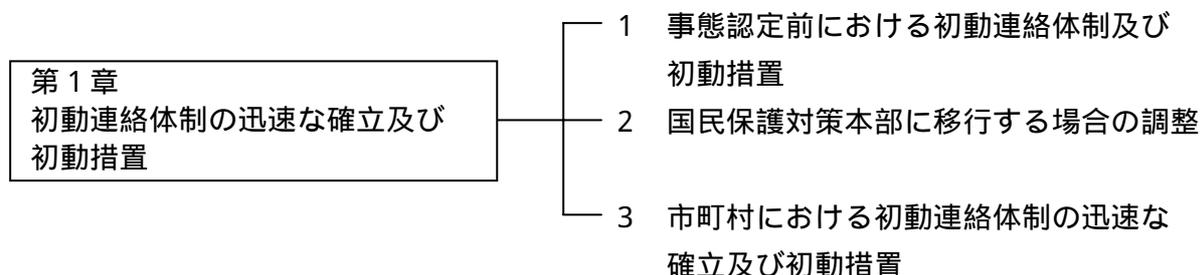


第3編 武力攻撃事態等への対処



第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置



1 事態認定前における初動連絡体制及び初動措置

(1) 初動情報の収集

ア 県は、国民の生命、身体及び財産に重大な損害を与え、若しくは損害を与えるおそれのある事態（以下「危機」という。）が発生した場合においては、防災危機管理局及び県民局が速やかな初動情報の収集を行う。

イ 県職員は、住民からの通報、市町村からの連絡及びその他の情報により、県内における危機の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災危機管理局に報告するものとする。

ウ 防災危機管理局及び県民局は、現地において情報収集に努めるとともに、市町村、国、関係団体等との密接な連携により情報収集を行い、関係部局との情報共有を行う。

エ 防災危機管理局及び県民局は、収集した情報を速やかに知事に報告する。

オ 知事は、防災危機管理局及び県民局によって収集された情報から、県内に発生している危機の原因がテロ又はその確率が著しく高い場合は、県危機管理計画に定める方法に従い対応するものとし、異常な自然現象に起因するものであると認める場合又はテロと断定できない場合は、県地域防災計画に定める方法に従い、被害の最小化を図る。

(2) 県危機対策本部の設置

ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、的確かつ迅速に対処するため、県危機対策本部を速やかに設置する。

イ 県は、県危機対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由（警察本部長においては警察庁を經由）して国〔内閣官房〕に連絡する。

ウ 県危機対策本部は、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して的確かつ迅速に情報提供を行う。

(3) 事態認定前における初動措置

県は、県危機対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定及び救急救助等の応急措置についての情報を収集及び分析し、被害の最小化を図る。

(4) 他の都道府県等への支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関及び他の都道府県に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 国から県対策本部を設置すべき通知があった場合

県危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに県対策本部を設置し、県危機対策本部を廃止する。

(2) 県地域防災計画に従い事態の対応を行っていた場合

県地域防災計画に従い、災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

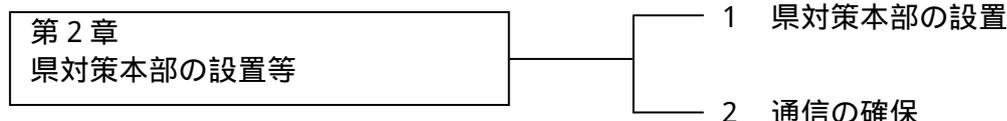
3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合は、県に準じた対応をとるものとする。

(2) 市町村が「危機対策本部（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「危機対策本部（仮称）」等は廃止するものとする。

(3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等



1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部の設置手順

県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。

なお、事前に県危機対策本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。

ウ 県対策本部員等の参集

県対策本部事務局は、県対策本部員等に対し連絡する。

エ 県対策本部の開設

県対策本部事務局は、県庁講堂に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、直ちに、市町村長及び指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

オ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制に準じ、交代要員の確保等に努める。

カ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、次に示すとおり県対策本部の予備施設を順位づけて指定する。なお、知事の判断により、必要に応じて順位を変更できるものとする。

- ・ 第1位 三重県津庁舎
- ・ 第2位 三重県松阪庁舎
- ・ 第3位 三重県四日市庁舎

また、県境を越える避難が必要で、県内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域の知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、県内の市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部に部を置き、各部は国民保護に関する対策を実施するものとする。県対策本部内には、対策本部長の意志決定を補佐し、情報の収集及び取りまとめ、各関係機関との連絡調整及びその他の県対策本部の総括事務を行う事務局を整備する。

県対策本部の組織構成及び機能は図3 - 1に示すとおりとする。

(4) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、事務局内に広聴広報班を整備し、被災状況、県対策本部における活動内容の公表及び報道機関との連絡調整等の対外的な広報活動を実施し、県民に適時適切な情報提供を行う。

広報の手段としては、テレビ及びラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、広報紙等様々な手段を活用し、災害時要援護者に配慮した情報提供も行う。

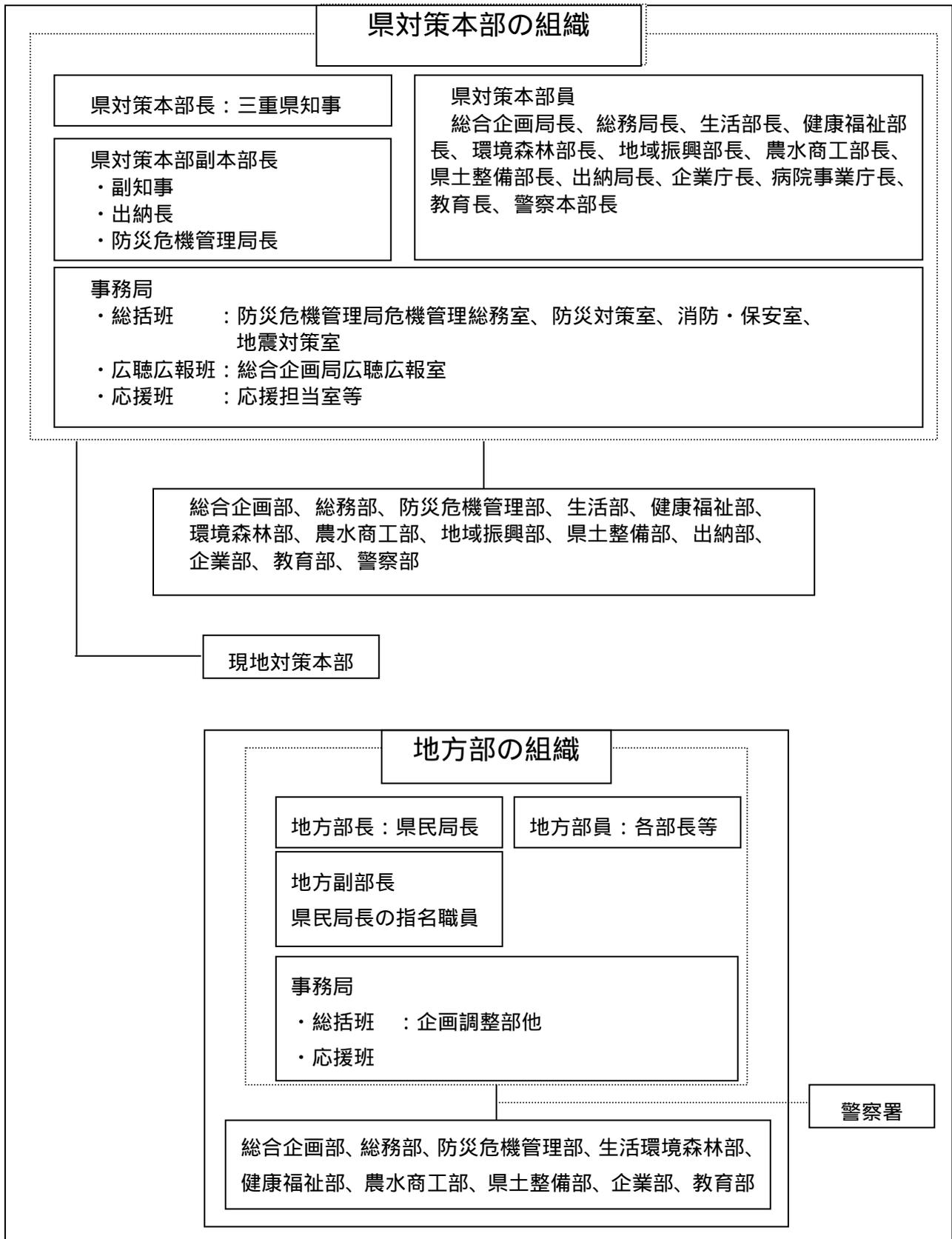
(5) 地方部の設置

知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民保護措置を実施するために必要があると認める場合、県対策本部に地方部を設置するものとする。

(6) 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部、指定地方公共機関等との連絡及び調整等を行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。県現地対策本部長及び県現地対策本部員は、県対策本部副本部長、県対策本部員及びその他の県職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

図3-1 県対策本部の構成



(7) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

ア 県内における国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

県対策本部長が行う総合調整については、法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

また、防衛庁長官に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。

エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県内における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、消防庁を窓口として必要な情報の提供を求めることができる。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

カ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線、インターネット、L G W A N等の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置し、応急復旧に努め、直ちに総務省にその状況を連絡する。

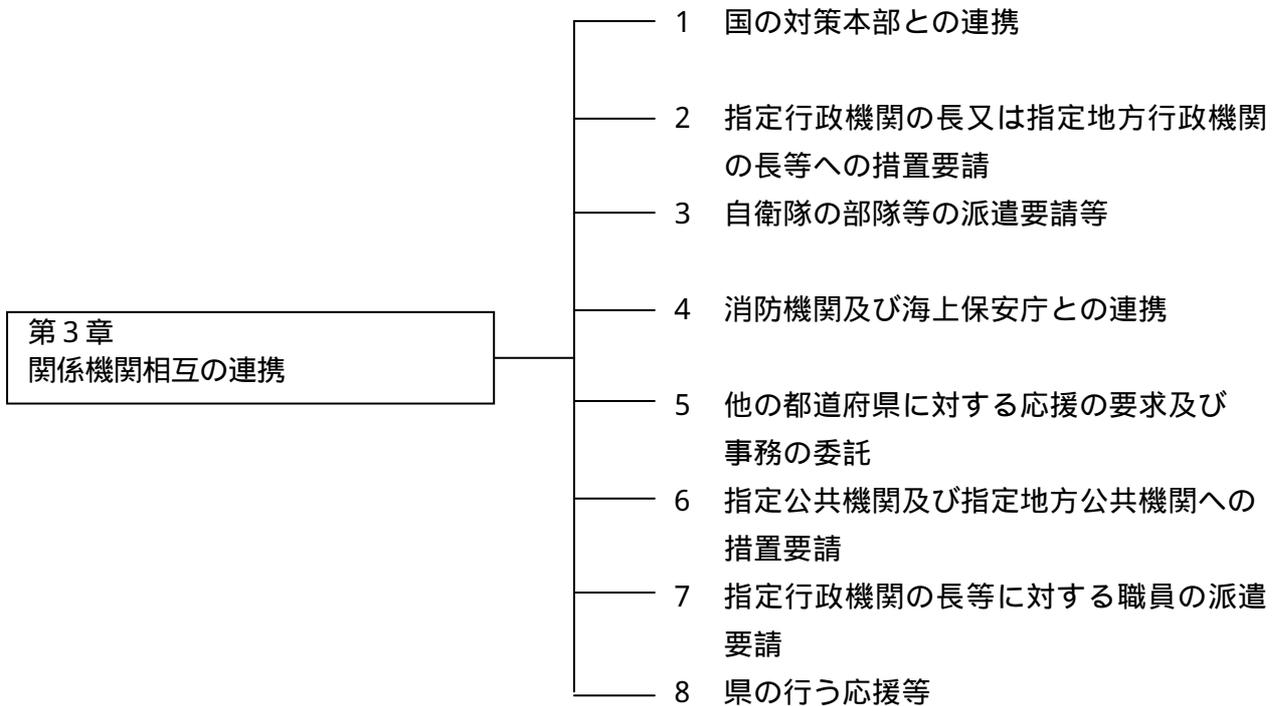
(3) 通信輻輳等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うよう努めるものとする。

第3章 関係機関相互の連携



1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図り、原則として、消防庁を通じて調整及び情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、法第24条第2項により武力攻撃事態等現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、国の現地対策本部と緊密な連携を図る。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、要請する理由、活動内容等を明らかにして、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から国民保護措置に関して要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行う等適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

知事は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣（以下「国民保護等派遣」という。）を要請する。

要請を行う場合は、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

また、想定される自衛隊の国民保護措置に関する内容は、以下に示すとおりである。

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市町村長からの要請による自衛隊の部隊等の派遣要請

知事は、市町村長から、当該市町村内における国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛庁長官に対し、国民保護等派遣を要請する。

(3) 自衛隊との連携確保

知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動、治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な連携を図る。

4 消防機関及び海上保安庁との連携

県は、消火及び救援等武力攻撃災害への対処に関する措置を行う消防機関並びに海上の安全確保等を実施する海上保安庁との連携を、県対策本部の連絡員等を通じて図る。

5 他の都道府県に対する応援の要求及び事務の委託

(1) 都道府県間の応援

ア 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

イ 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整、応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。

ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

ウ 県は、「中部9県1市災害応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害等応援に関する協定」に準じた武力攻撃災害時相互応援に関する協定等に基づき、相互応援を行う。

(2) 事務の一部の委託

ア 県が、国民保護措置の実施のため、事務を他の都道府県に委託するときは、次の事項を明らかにして行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法及びその他必要な事項

イ 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事は、その内容を速やかに県議会に報告する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等を明らかにするものとする。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

ア 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- イ 県は、上記の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、上記の職員の派遣について、あつせんを求める。
- ウ 県は、市町村から、当該市町村内における国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- エ 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、知事に協議する。
- オ 知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種、派遣の必要性等を総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

8 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

- ア 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を県議会に報告するとともに、公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

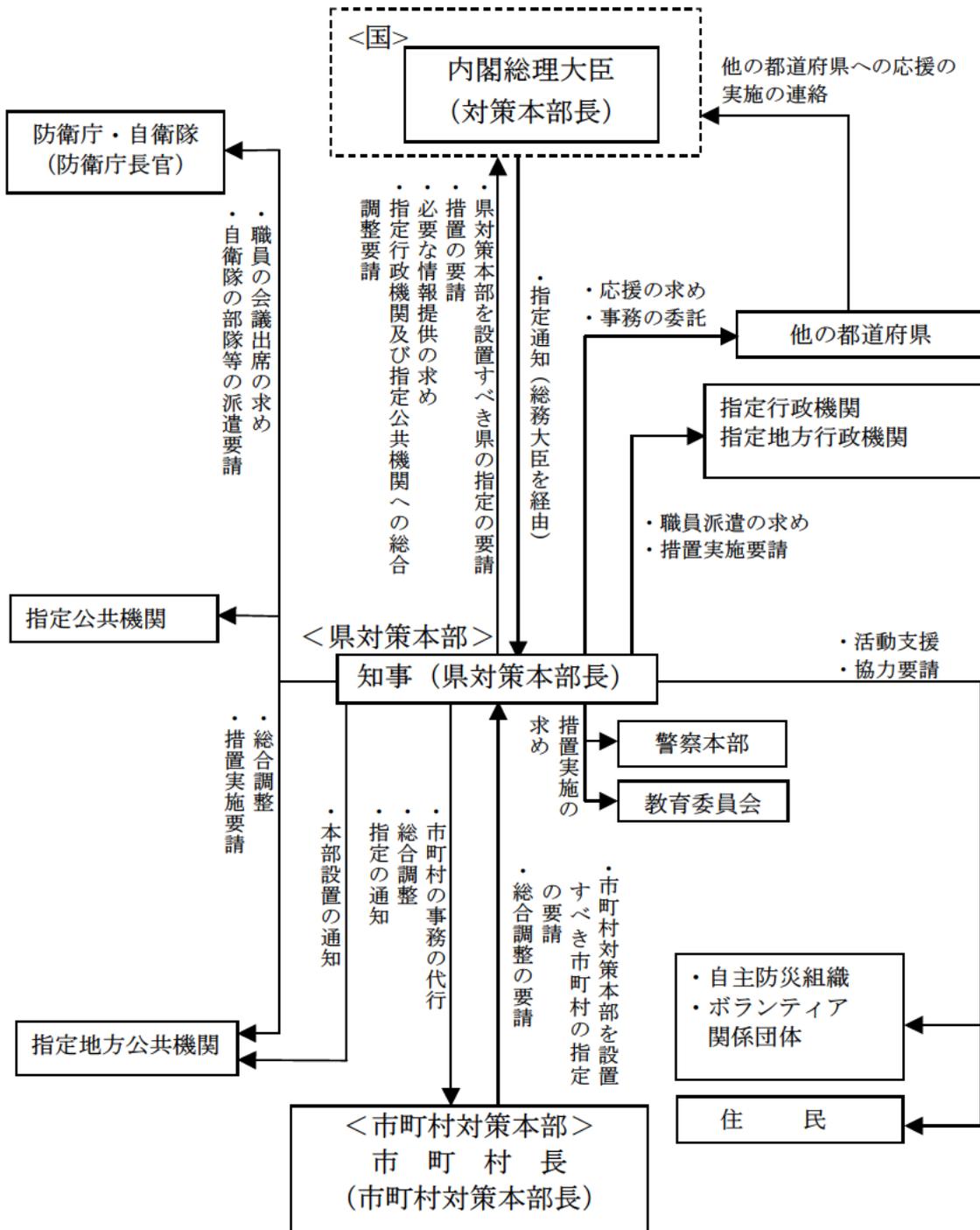
(2) 市町村に対して行う応援等

- ア 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 知事は、市町村が国民保護措置の全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
- ウ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

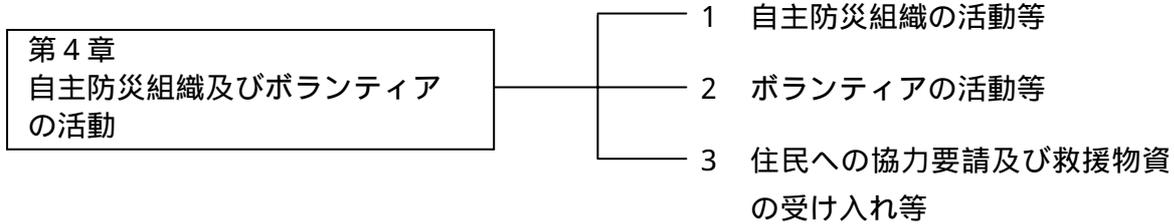
(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

- 知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、求められた応援を実施することができない正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

図3-2 県対策本部と各関係機関との相互連携システム図



第4章 自主防災組織及びボランティアの活動



1 自主防災組織の活動等

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、自発的な防災組織であり、地域の特性及び住民の状況に精通している団体である。このため、武力攻撃事態等においては、警報の伝達、避難住民の誘導、救援、被災者の救助等の実施において、一定の役割を担うことが期待される。

(2) 自主防災組織に対する支援

県は、市町村と連携して、自主防災組織による警報の伝達及び避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織の活動に対する必要な支援を行う。

2 ボランティアの活動等

(1) ボランティアの活動

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、国等の各種情報により、武力攻撃事態の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、想定されるボランティア活動は、次のとおりである。

- ア 避難施設における救援物資等の搬送及び整理
- イ 避難所における炊き出し等の食事サービス等避難住民の生活支援
- ウ 災害時要援護者への支援
- エ 被災地における被災住宅の後片付け等

(2) ボランティアの活動に対する支援等

県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先区域におけるニーズ及び活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能

等の効果的な活用を図る。

3 住民への協力要請及び救援物資の受け入れ等

(1) 住民への協力要請

県は、法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全を確保する。

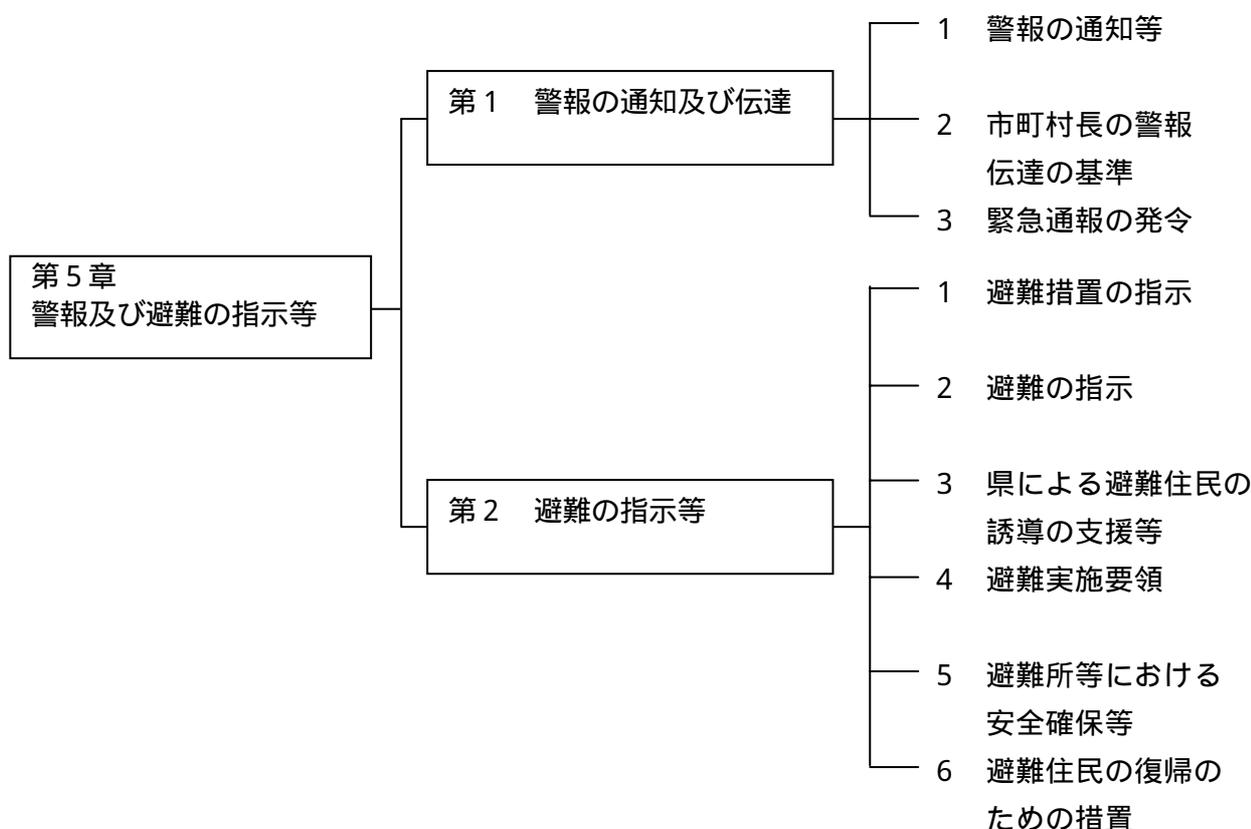
- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

(2) 民間からの救援物資の受け入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受け入れを希望する者を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第5章 警報及び避難の指示等



第1 警報の通知及び伝達

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

イ 知事は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

ウ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が緊急情報に関して高い伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、的確かつ迅速に警報の内容を通知する。

また、放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

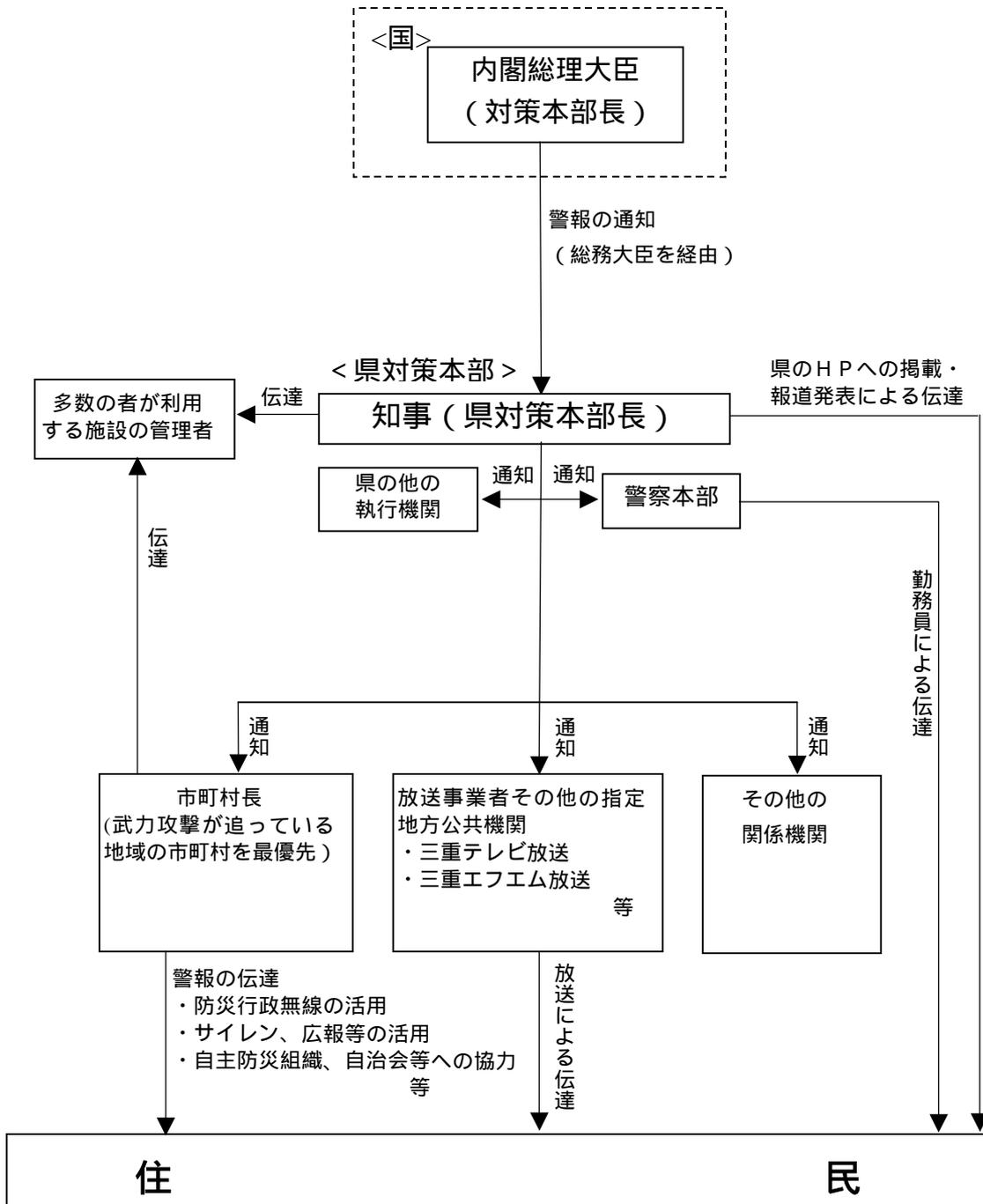
- ア 県は、学校、病院、駅、大規模集客施設等その他多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4の2に掲げるところに従い、警報の内容を伝達する。
- イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。
- ウ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなど、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

2 市町村長の警報伝達の基準

- ア 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段及び伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておく）に伝達するものとする
- イ 警報の伝達方法については、市町村が保有する伝達手段に基づき、次の要領により行うものとする。
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれる場合
この場合においては、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
 - ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれない場合
この場合においては、サイレンは使用せず、防災行政無線及びホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。
また、広報車の使用、消防団及び自主防災組織による伝達並びに自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- ウ 市町村長は、その職員並びに消防長（広域消防組合の消防長の場合は、その管理者の指揮に従う。）及び消防団長を指揮し、又は、自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとする。
- エ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

図3-3 警報の通知及び伝達に関する措置関連図

(要避難地域又は避難先地域を管轄する場合)



3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による国民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラ及び特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、的確かつ迅速に緊急通報の発令を行う。

イ この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知、県警察、消防機関等からの情報の正確性及び事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、警報の通知方法と同様とする。（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）

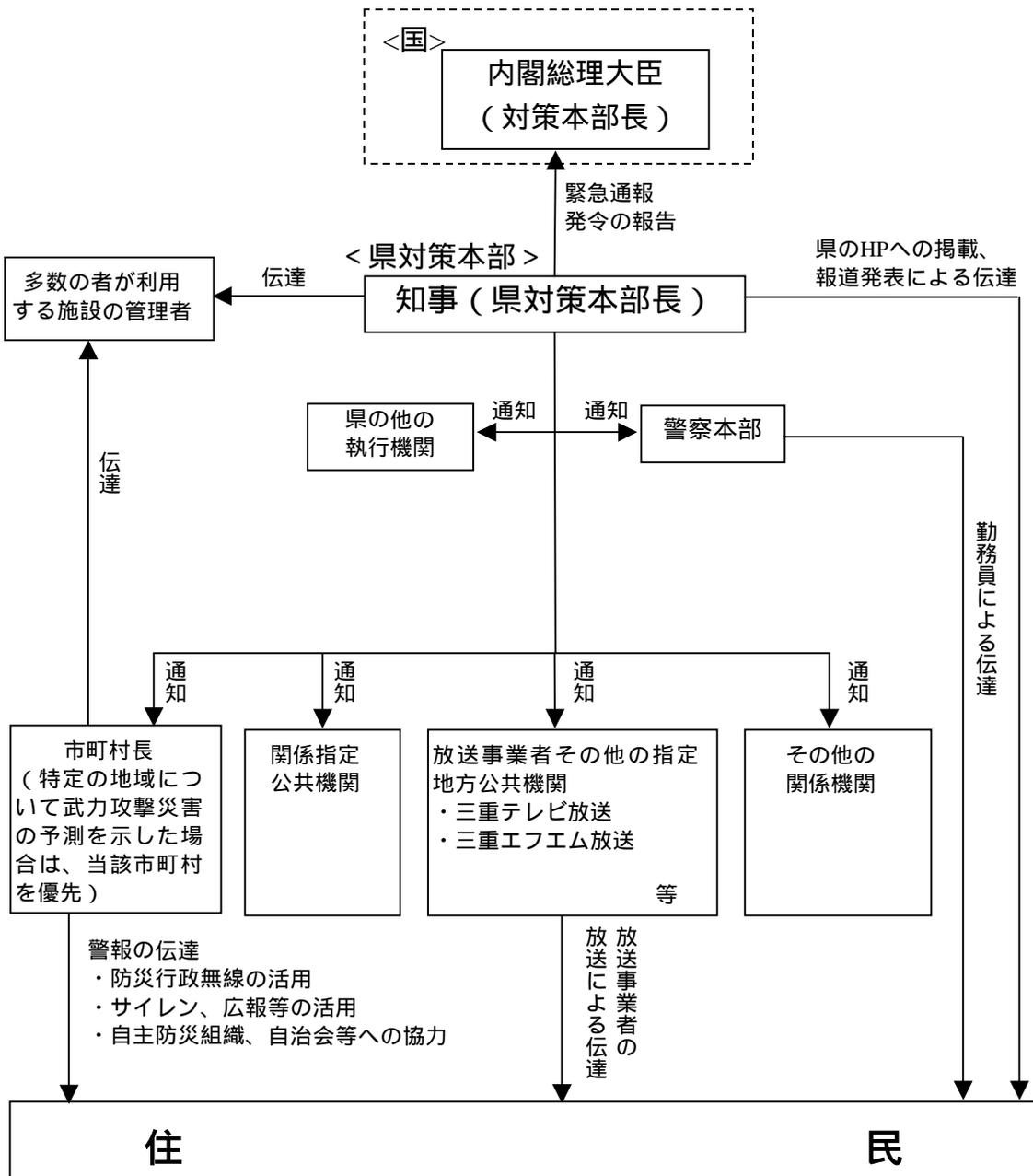
緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

また、緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

図3-4 緊急通報の通知及び伝達に関する措置関連図



第2 避難の指示等

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

ア 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

イ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け、又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。

ア 三重県が要避難地域になった場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

イ 三重県が避難先地域になった場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設、救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

ウ 三重県以外の都道府県が要避難地域及び避難先地域になったという通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

ア 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

イ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期並びに避難経路及び輸送手段について総合的に判断し、次の項目に配慮し、避難の指示を行う。

ア) 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握

・ 関係市町村からの最新の情報の入手

イ) 避難のための運送手段の調整

・ 運送事業者との対応可能な輸送力及び輸送方法についての調整

・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整

・ 積雪時において避難経路及び交通手段が限定されること等への留意

- ウ) 主要な避難経路及び交通規制の調整
 - ・ 県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用等に係る調整
 - ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- エ) 当該市町村内外の避難施設の状況の確認
 - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- オ) 国による支援の確認
 - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 防衛庁への支援要請
- カ) 市町村との役割分担の確認
 - ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取及び広域的な調整
- キ) 自衛隊等の行動並びに避難経路及び避難手段の調整
 - ・ 県対策本部と自衛隊との現場レベルにおける調整
 - ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
- ク) 災害時要援護者への配慮
 - ・ 市町村との連携による災害時要援護者への配慮
- ケ) 動物の保護等に関する配慮
 - ・ 危険動物等の逸走対策
 - ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(2) 避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、避難の指示の放送については、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(3) 県境を越える住民の避難の場合の調整

ア 知事は、県境を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。特に、東紀州地域等の道路網及び公共交通機関が限られる地域について留意する。

- ・ 避難住民数及び避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（輸送手段及び避難経路）

イ この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に関して国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

ウ 知事は、他の都道府県知事から協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町村と協議を行い、県内の避難施設の状況及び受入体制を勘案し、的確かつ迅速に個別に受入地

域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

エ 知事は、県境を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊等の行動及び国民保護措置の実施について、道路施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第12条に規定する道路の利用指針等の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性、緊急性等について、県の意見及び関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

知事は、避難の指示の内容を市町村長、県の他の執行機関、関係指定公共機関、放送事業者その他指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(8) 地域特性に応じた住民の避難

ア 都市部における住民の避難

四日市市、津市等都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じ対応するものとする。

イ 離島における住民の避難

ア) 答志島、菅島等離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送

手段の確保に努める必要があることから、知事は、次の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。

- ・ 避難すべき住民の数及び想定される避難方法
- ・ 現在確保が見込める運送手段及び今後不足する運送手段の見込み

イ) 知事は、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとする。

ウ) この場合において、県は、市町村と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期及び避難の方法（一時避難場所、港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとする。

ウ 交通機関が限られている地域での住民避難

鉄道網等公共交通機関が限られている県南部等での住民の避難については、知事は、避難の指示を行う場合に地理的条件、地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、避難の交通手段として自家用車両を示すことができるものとする。

また、長い海岸線を有する本県の特性に考慮し、海上交通の活用も図るものとする。

(9) 各攻撃に応じた住民の避難

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻及びその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて、対応するものとする。

イ ゲリラ及び特殊部隊による攻撃の場合

ア) 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を的確かつ迅速に実施する。

ただし、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もある。

イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待つ時間的余裕がない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らし、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村、警察、海上保安庁及び自衛隊の連携が図られるように広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合（急襲的な航空攻撃の場合も同様）

ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等に避難させる。

イ) 着弾直後については、その弾頭の種類及び被害の状況が判明するまで屋内から屋外

に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行う等、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

エ 武力攻撃原子力災害の場合

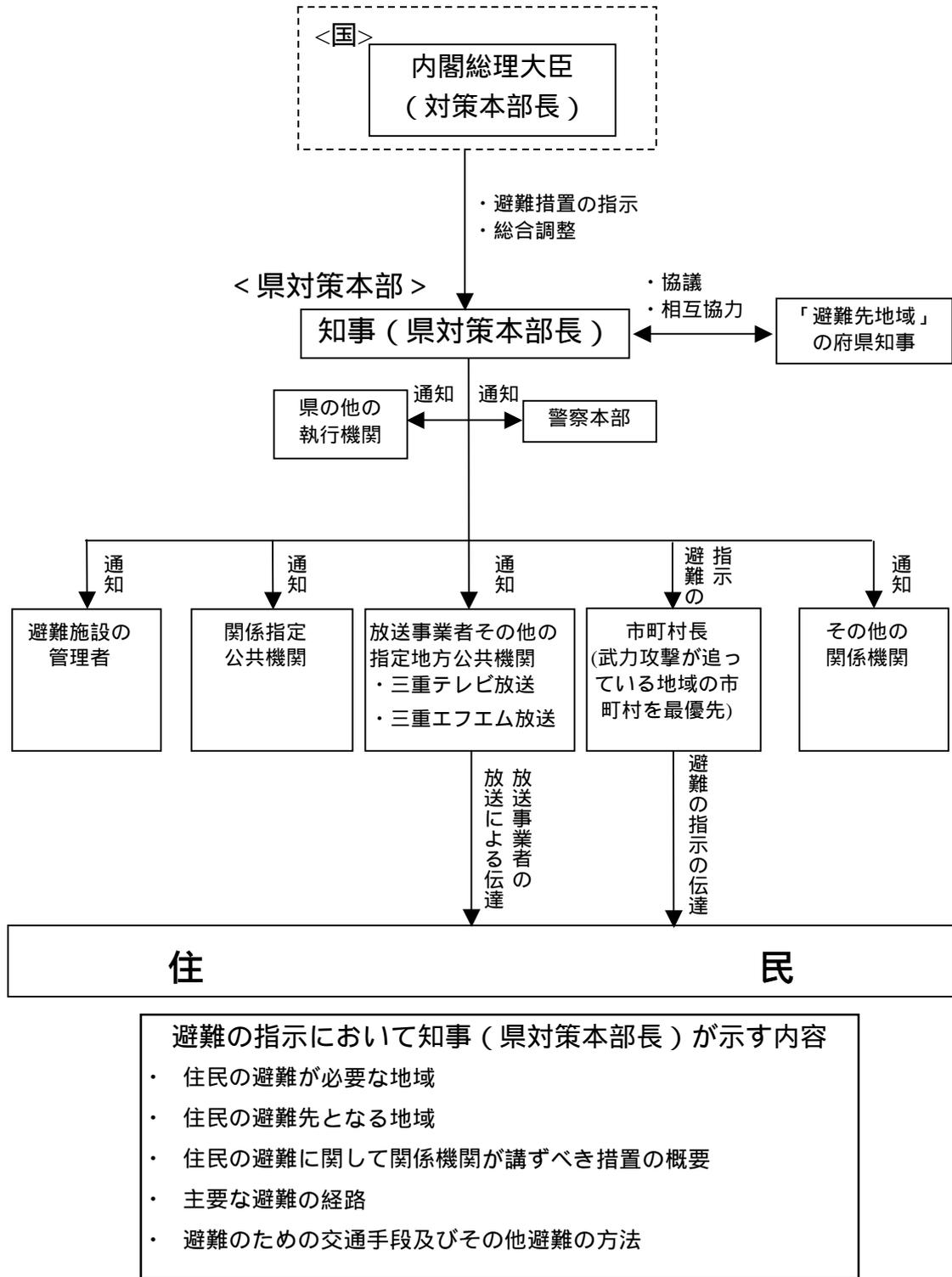
知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次の指示を行うものとする。

- ・ コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、他の地域への避難を指示

オ N B C 攻撃の場合

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させるなど安全を図るための措置を講ずること、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意し、避難の指示を行うものとする。

図3-5 避難の指示等に関する措置関連図



3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送及び混乱防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているか否かについて、市町村長からの報告並びに派遣した現地連絡員、避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制、混乱の防止、車両、航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援及び補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県境を越えて避難住民の誘導を行う場合及び市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣し、避難先府県との調整に当たらせる等、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合等避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、これらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合等においては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行うものとする。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断した場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援、調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村境を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、資機材の故障により運送の求めに応じられないなど正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、県が作成する「避難実施要領の手引き（仮称）」に基づき、消防庁が作成するマニュアル等も参考にしつつ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

次に、避難実施要領に定める事項を示す。

- ・ 避難の経路、避難の手段及びその他避難の方法に関する事項

- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置及びその他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導及び運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻及び避難誘導を開始する時間を記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内及び近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間、避難経路等、避難誘導の詳細を記載する。

キ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が的確かつ迅速に行えるよう、関係市町村職員及び消防職団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 災害時要援護者への対応

災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するために、災害時要援護者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品及び服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品及び服装について記載する。

シ 避難に関して問題が発生した際の緊急連絡先等

避難に関して問題が発生した際の市町村等の緊急連絡先を記述する。

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯、救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保及び犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

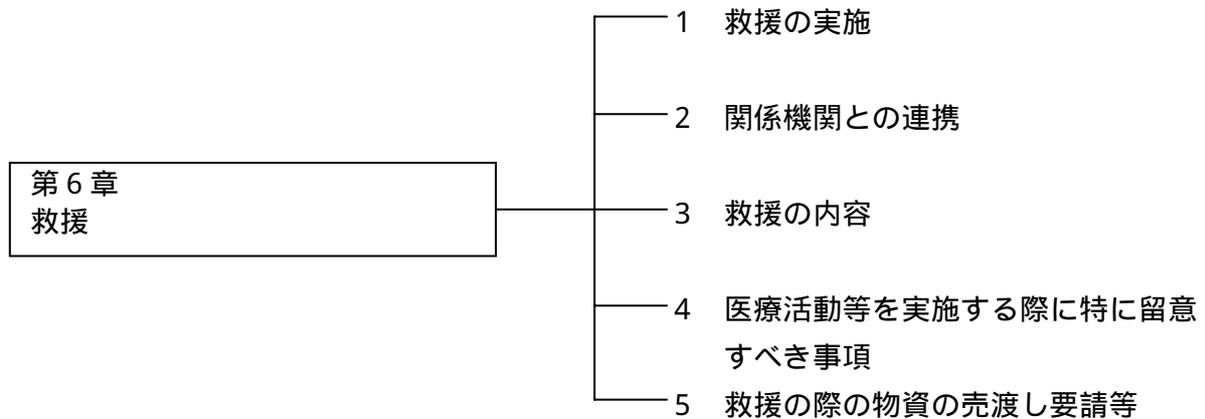
また、被災地で発生する悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等は、自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行う等連携を保つとともに、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

6 避難住民の復歸のための措置

市町村長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復歸させるため、避難住民の復歸に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第6章 救援



1 救援の実施

(1) 救援の措置

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待つ時間的余裕がないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って的確かつ迅速に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して具体的な支援内容を示して支援を求める。

厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に、「中部9県1市災害応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害等応援に関する協定」に準じた武力攻撃災害時相互応援に関する協定等に基づき応援を求める。

(3) 市町村との連携

本章1(2)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助するため、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、災害救助法における実務に準じた手続により日本赤十字社に委託することができる。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第5章第2の3の(8)に準じ行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第5章第2の3の(9)に準じ行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。

知事は、救援の程度及び基準によって救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料の活用

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設施設、天幕等その用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃、消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 災害時要援護者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、災害時要援護者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅及び宿泊施設の居室等を含む。）及びその用地の把握）
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品、飲料水、生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認及び不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引渡し場所及び集積場所の確認、運送手段の調達並びに物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

- ・ 医薬品、医療資機材及びNBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数及び被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設及び医療従事者の確保状況の把握
- ・ 災害時要援護者への医療及び救護活動に対する的確かつ迅速な医療情報の提供
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所及び一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応
- ・ 県警察、海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 法第122条及び施行令第34条の規定に基づき墓地及び埋葬等に関する法律における埋葬又は火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数及び被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握及び修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期及び優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報及び安否情報の確認
- ・ 死体の捜索及び処理の時期並びに場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）、検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置
- ・ 除去した障害物の一時保管場所及び処分先の確保

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃及び化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもとトリアージ並びに汚染及び被ばくの程度に応じた医療の実施

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成及び医療活動の実施

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成及び医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

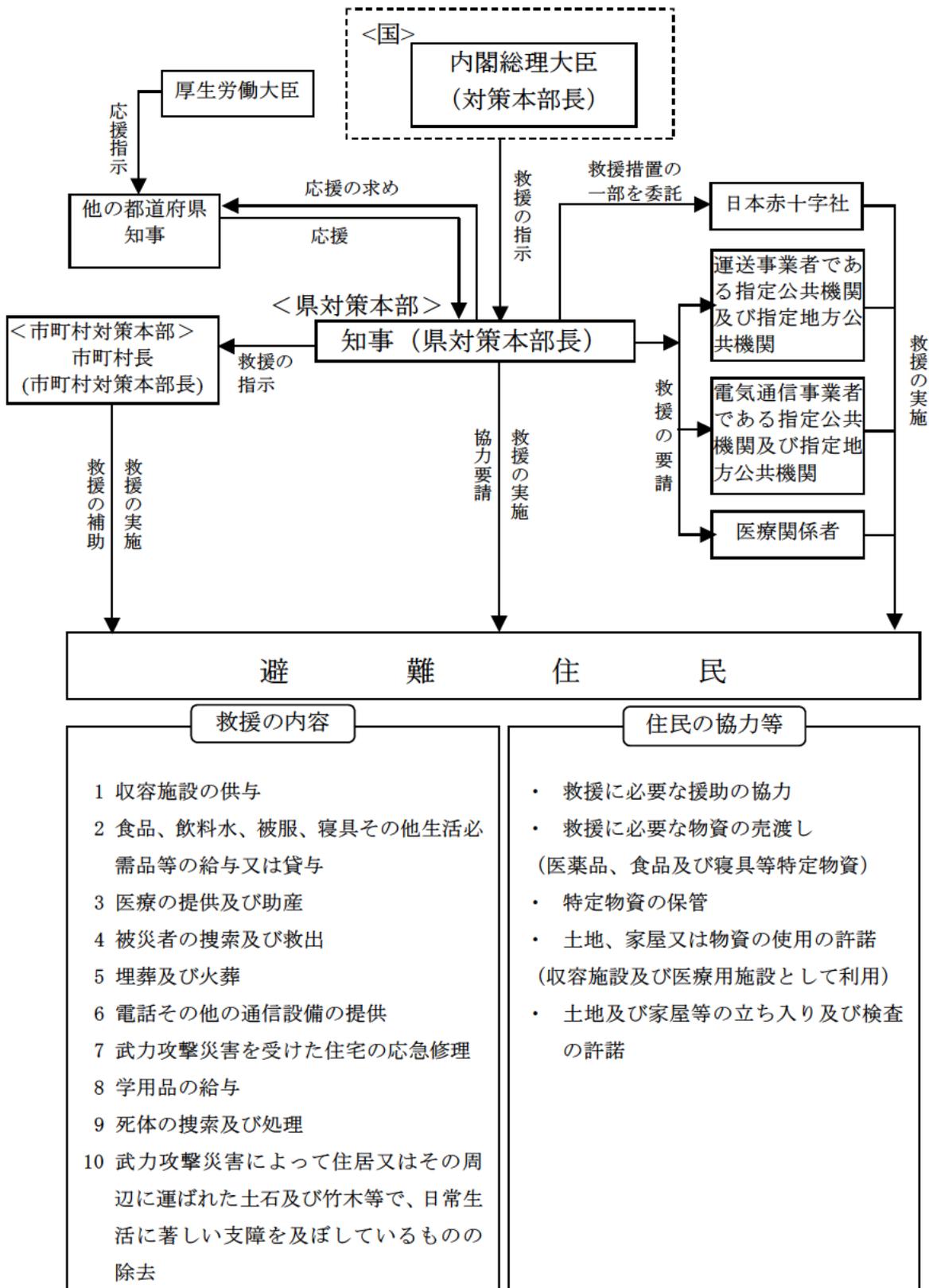
知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設及び臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

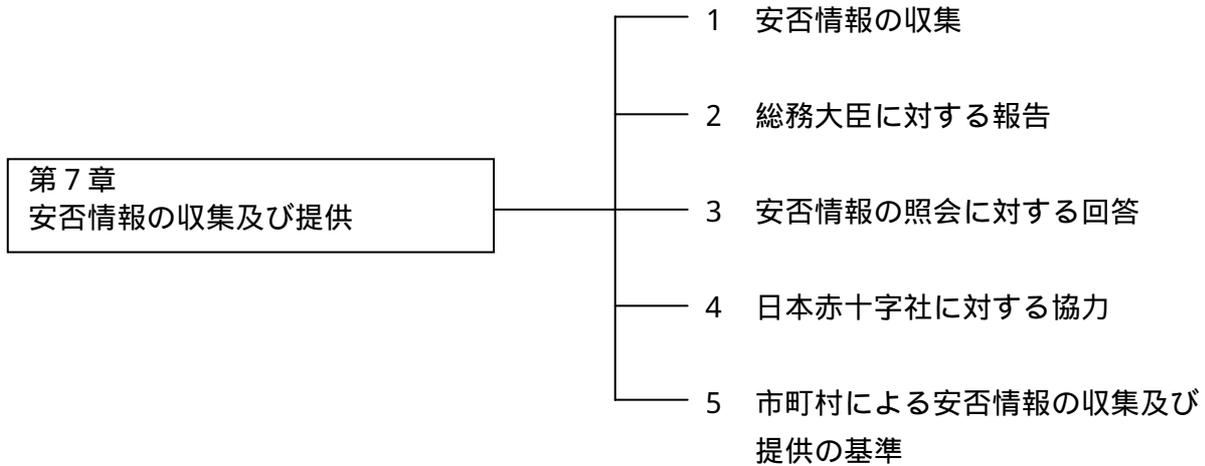
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

図3-7 救援に関する措置関連図



第7章 安否情報の収集及び提供



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県立病院、県立学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する医療機関、運送機関、その他関係機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、重複を排除し、情報の正確性を確保するよう努める。この場合において、重複している情報及び必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話等での報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 県は、安否情報の照会窓口、電話、FAX番号及びメールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、メール等での照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有又は整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。

イ 当該照会が不当な目的によるものではなく、又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

ウ 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。

エ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名、連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社三重県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

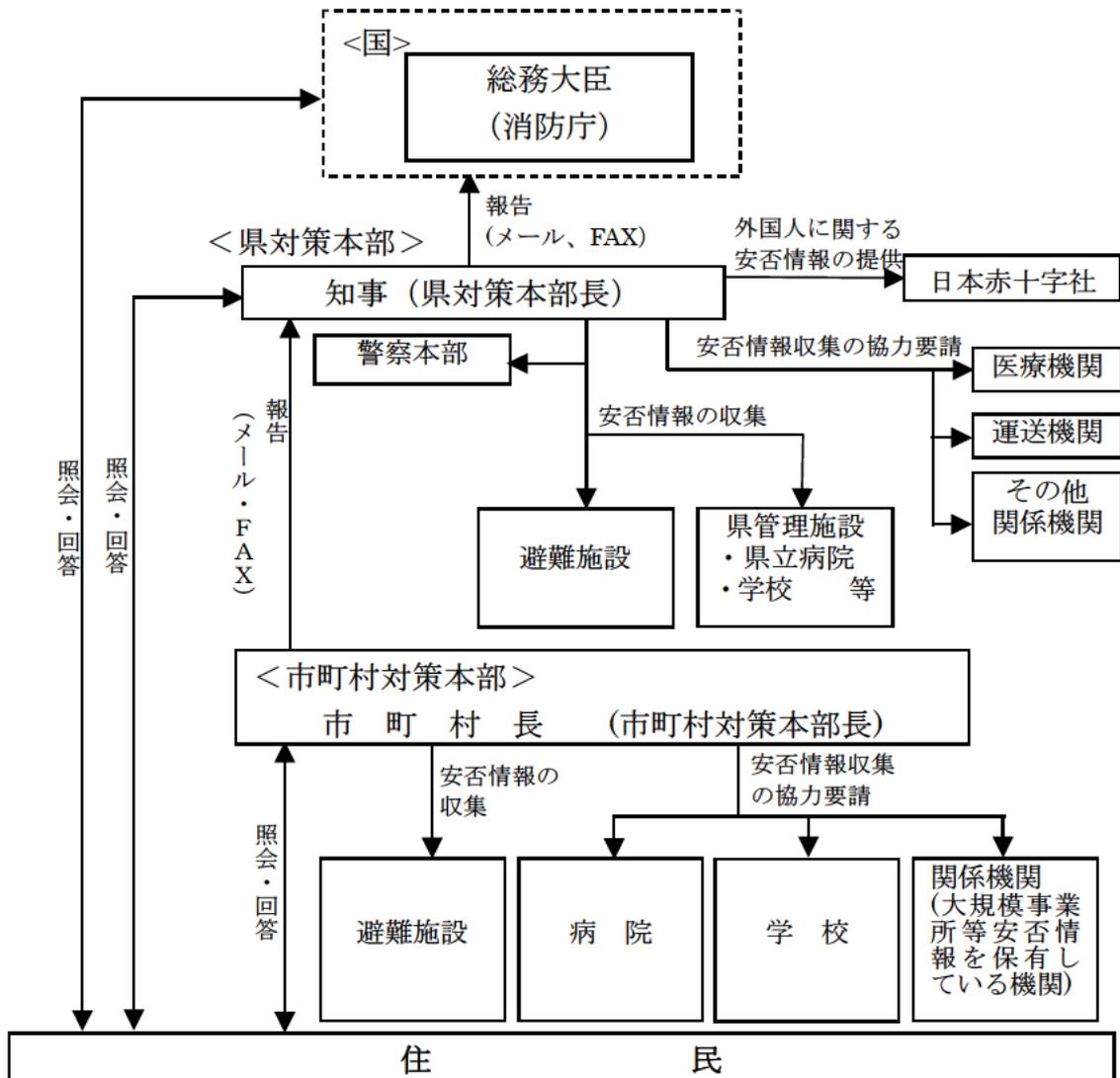
市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。また、災害時要援護者が滞在している施設の情報収集に努めるものとする。

さらに、市町村は、あらかじめ把握している医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についても協力を求めるものとする。

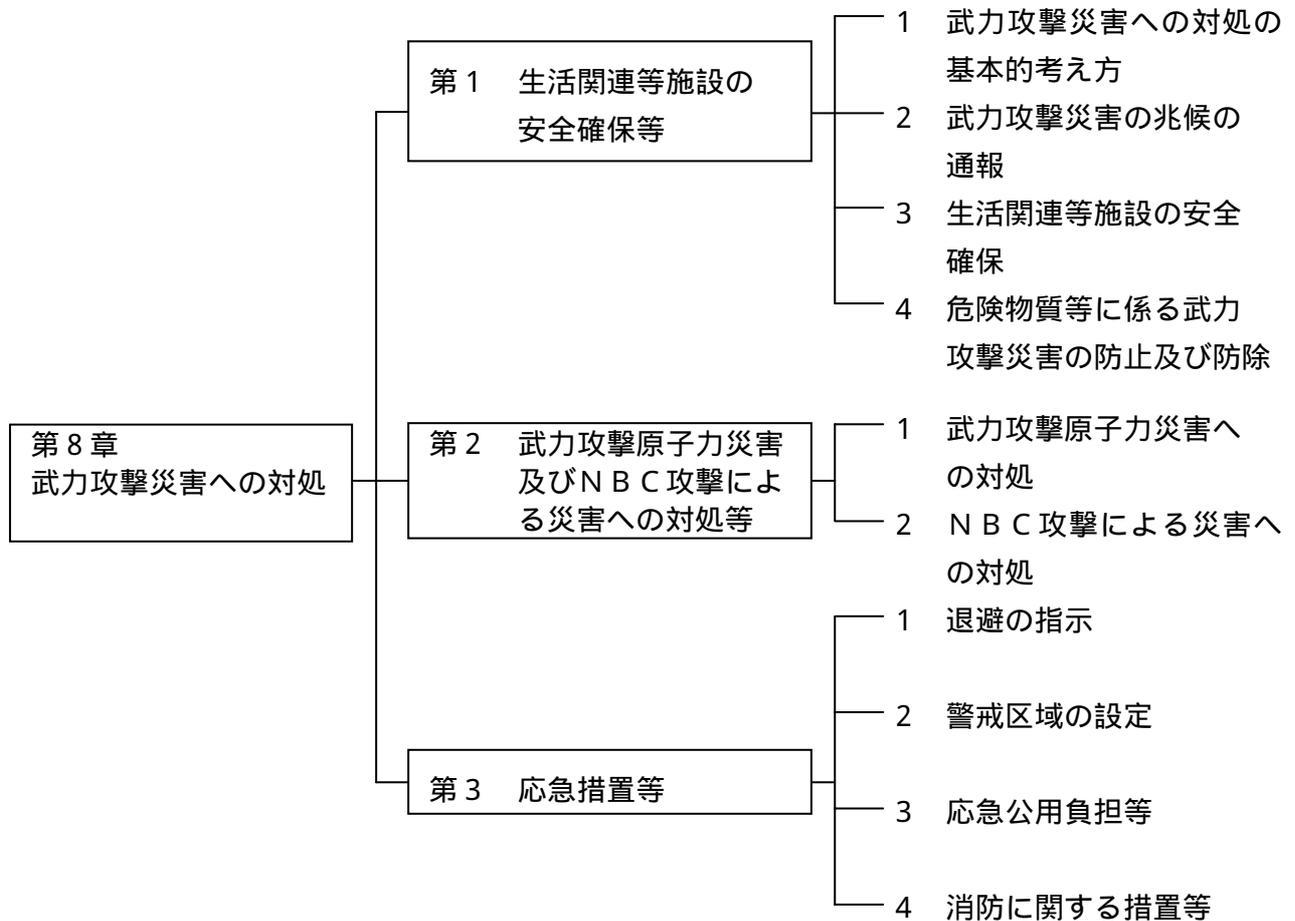
(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に関する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じ行うものとする。

図3-8 安否情報の収集に関する措置関連図



第8章 武力攻撃災害への対処



第1 生活関連等施設の安全確保等

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識又は訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、知事が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供、防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行う。また、必要があると認めるときは、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知するとともに、該当する関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、県内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察及び海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対し、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し提供する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム及び大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合等危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、立入制限区域の考え方は次に示すとおりとする。

ア 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

イ 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報、新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする

ウ 立入り制限、禁止及び退去命令

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限し、若しくは、禁止し、又は当該区域からの退去を命令する。

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合及びその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を的確かつ迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、県は、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)に示す措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

近隣府県の原子力災害特別措置法に規定される原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合及び県内又は近接する他府県を通過中の核燃料物質輸送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報、公示等

ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

イ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じ、関係機関に当該公示の内容を通知する。

ウ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(2) 住民の避難等の措置

ア 知事は、国の対策本部長による警報の発令及び避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、屋内避難及び移動による避難の実施の時期並びに範囲については、国の対策本部における専門的な分析及び判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つ時間的余裕がない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示等の応急措置を講ずる。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣する等、同協議会と必要な連携を図る。

イ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針、被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(4) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体又は財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(6) 食料品等による被ばくの防止

県は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。

(7) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容に

ついて、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報及び必要となる物的並びに人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報等を集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、的確かつ迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員及び自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて科学技術振興センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通及び摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

ア 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員の安全を確保した上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に対して、防護服の着用、ワクチン接種等安全の確保を図る。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、科学技術振興センターは、情報の提供及び病原菌の検出に努める。

ウ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助、除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び警察本部長の権限

知事又は警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と

調整しつつ、法第108条に基づき、次の表に掲げる権限を行使する。

表3 - 1 知事及び警察本部長の権限（法第108条）

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次に示す事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に示す事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・ 当該措置を講じる旨
- ・ 当該措置を講じる理由
- ・ 当該措置の対象となる物件。生活の用に供する水又は死体（表3 - 1中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ・ 当該措置を講ずる時期
- ・ 当該措置の内容

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

(2) 屋内退避の指示

知事は、次のような場合において、屋内への退避を指示する。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラ及び特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置

ア 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

イ 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長その他関係機関に速やかに通知する。

ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制等必要な措置を講ずる。

エ 知事は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、次の方法等により、警戒区域の設定を行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報及び周知するものとする。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に県職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

ア 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

イ 当該通知を受けた県警察は、交通規制等の必要な措置を講ずる。

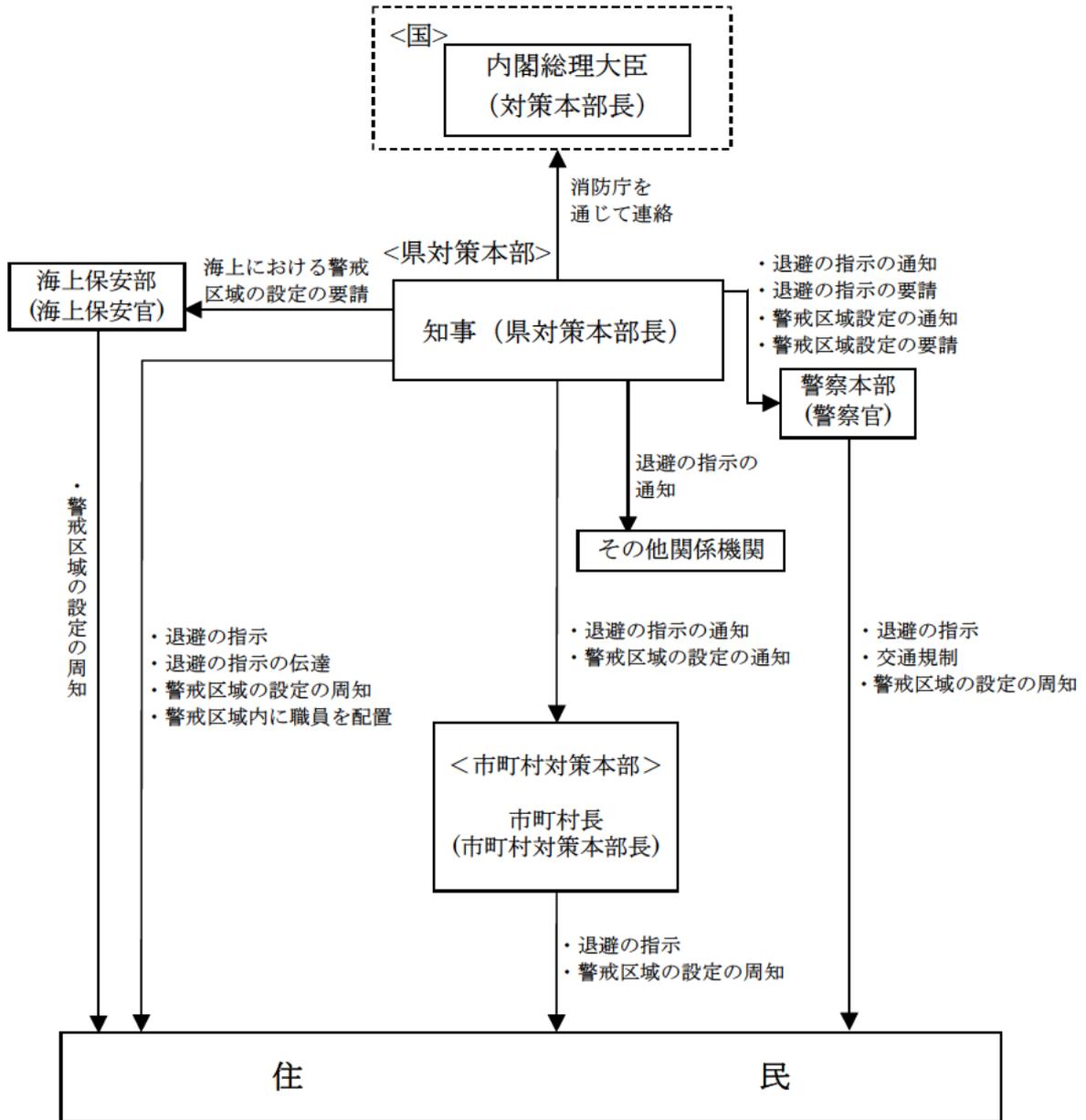
ウ 知事は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

ア 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待つ時間的余裕がないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

図3-9 退避の指示及び警戒区域の設定に関する措置関連図



3 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去及びその他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火、救急、救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、的確かつ迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求、連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町村長等に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

また、他の市町村の応援を必要と認めるときは、三重県緊急消防援助隊の編成、応援及び出動を指示する。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

イ 消防庁長官からの指示

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

ウ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

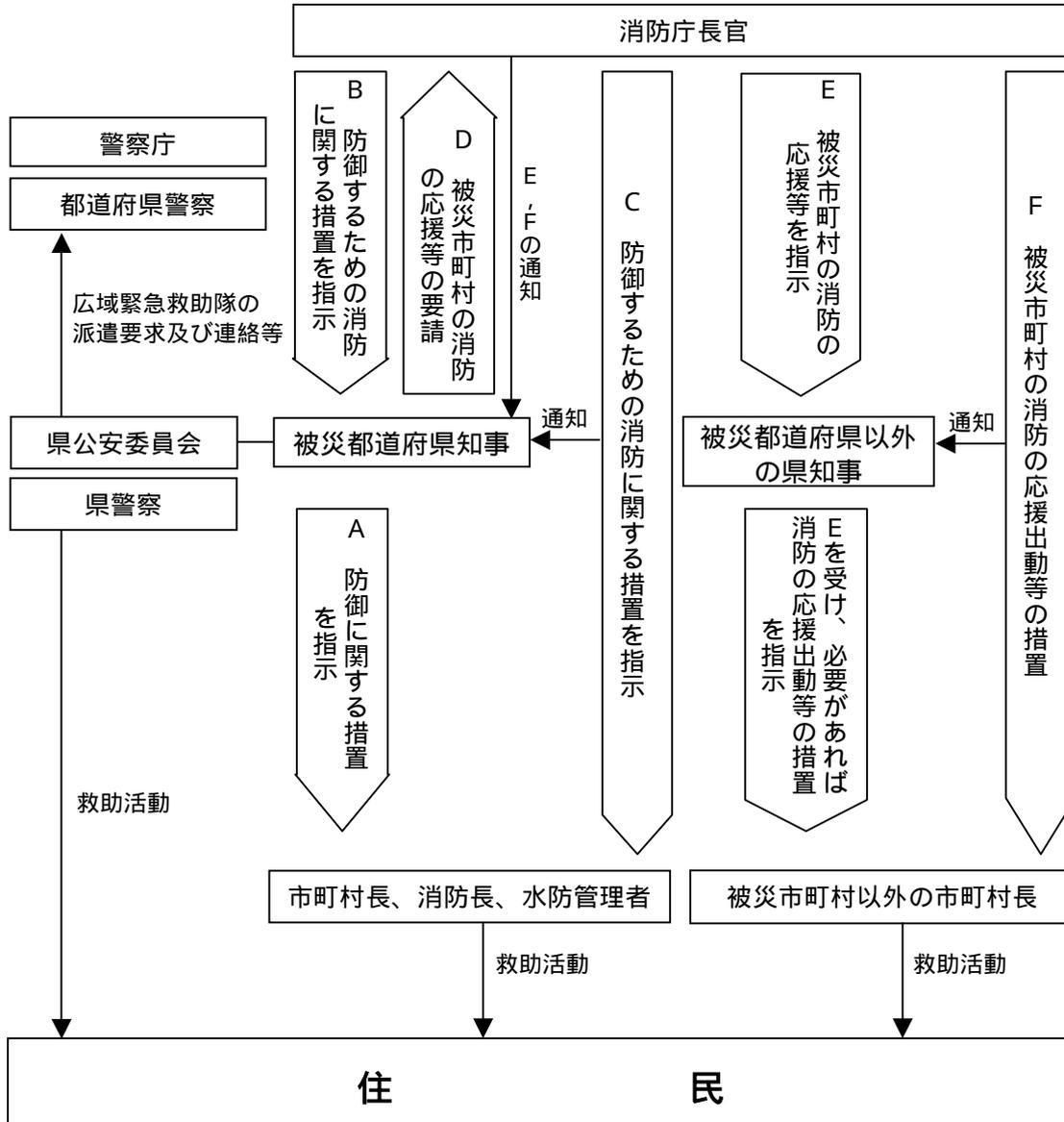
被災県の知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

エ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

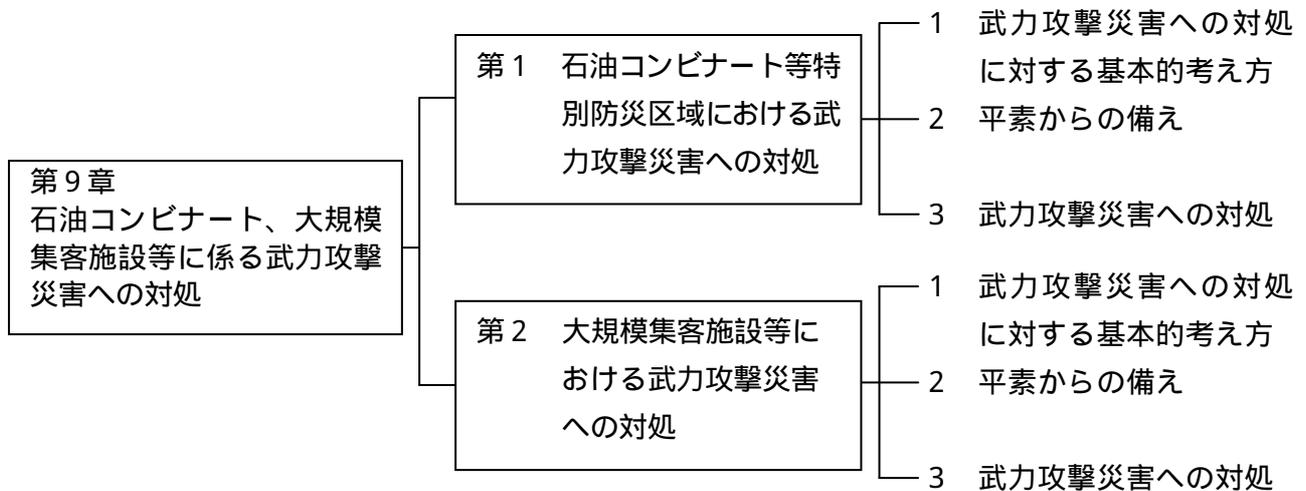
知事は、自らの県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対

する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

図3 - 10 消防に関する措置等に関する措置関連図



第9章 石油コンビナート、大規模集客施設等に係る武力攻撃災害への対処



第1 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方

武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方は、石油コンビナート等特別防災区域が危険物等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、第3編第8章第1節第1項に示す内容に準ずるほか、次に示す内容に留意する。

(1) 関係機関との連携

県は、平素から石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるよう、国、市町村、第一種事業者、第二種事業者(以下「特定事業者」という。)及び石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」という。)第27条第3項第4号に定められる防災関係機関(以下「防災関係機関」という。)との連携体制を整備する。

また、特定事業者は石災法第31条の規定に基づき作成されている三重県石油コンビナート等防災計画(以下「石油コンビナート等防災計画」という。)に準拠し、石災法第22条の規定に基づき設置された石油コンビナート等特別防災区域協議会と共に、防災関係機関との連携強化に努めるものとする。

(2) 住民の生命、身体又は財産の保護

県は、市町村、特定事業者その他防災関係機関とともに、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から国民の生命、身体又は財産の保護に努める。

2 平素からの備え

(1) 情報の収集及び伝達

県は、石油コンビナート等特別防災区域に武力攻撃が発生した場合、国、市町村、特定事業者及び防災関係機関と正確な情報収集及び伝達が可能となるように連絡体制を整備する。

(2) 訓練の実施

防災関係機関及び特定事業者は、県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を実施し、石油コンビナート等防災計画に定める災害時応急対策を的確かつ迅速に実施できるよう技能の向上を図るものとする。

また、防災上の措置に共通する内容の訓練を実施する際は、国民保護措置についての訓練及び防災訓練を有機的に連携して行うよう努める。

(3) 資機材等の整備強化

防災関係機関及び特定事業者は、石油コンビナート等防災計画に準拠し、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の予防及び応急対策に必要な資機材等の備蓄を検討し、整備強化に努めるものとする。

3 武力攻撃災害への対処

(1) 災害発生の連絡又は報告

特定事業者及び防災関係機関は、コンビナート等特別防災区域において、出火、爆発、危険物等の漏洩、破損、設備の暴走反応等の異常現象の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに消防本部へ通報する。

(2) 武力攻撃災害の発生、拡大の防止

県は、石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、石油コンビナート等防災計画等に準じ、情報収集連絡体制を確立する。

また、県は、石油コンビナート等現地防災本部の設置等災害の発生等の拡大の防止に必要な措置を実施するよう市町村に指示する。

(3) 住民の避難等の措置

知事は、国の対策本部長による警報の発令及び避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえ、市町村長を通じて地域住民に対する避難を指示し、避難誘導措置が的確かつ迅速に行われるよう努めるものとする。

(4) 要員の安全の確保

県は、石油コンビナート等特別防災区域において、応急対策及び情報の収集の措置を講ずる要員の安全の確保に十分に配慮する。

第2 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方

(1) 関係機関との連携

県は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるように、国、市町村、大規模集客施設、その他関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 観光客等の生命、身体又は財産の保護

県は、国、市町村、大規模集客施設、その他関係機関等とともに、大規模集客施設等における武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から観光客等の生命、身体又は財産の保護に努める。

2 平素からの備え

(1) 連携体制の整備

県は、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従って、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるように、市町村と役割を分担し、情報の伝達を行う県内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携体制を整備する。

(2) 大規模集客施設等におけるマニュアル等の作成、訓練等の実施

ア 大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃事態の発生時における職員の初動対応、指揮命令系統、施設利用者の救助、避難誘導等を定めたマニュアル等の作成に努めるものとする。

イ 大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃時に施設利用者の安全を確保するため、県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を定期的を実施し、職員の災害時対応能力の向上に努めるものとする。

ウ 県は、市町村と役割を分担して、大規模集客施設等の管理者がマニュアル等の作成、訓練の実施等を行う場合に、必要な助言を行う。

(3) 観光客、外国人等に対する配慮

ア 大規模集客施設等の管理者は、施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を図るよう努める。

イ 県及び市町村は、広域避難場所及び避難路の標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を推進することとする。

3 武力攻撃災害への対処

(1) 警報又は緊急通報の伝達

県は、大規模事業所施設の規模、管理の主体等に基づき事前に市町村と分担した結果を基に、大規模集客施設の管理者に対し、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従って、国の対策本部長が警報を発令した場合は、警報を、知事が必要であると判断した場合は緊急通報を速やかに通知する。

(2) 災害発生連絡又は報告

大規模集客施設等の管理者は、当該大規模集客施設等において、武力攻撃災害の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに県又は市町村に通報するものとする。

(3) 大規模集客施設等におけるマニュアル等に準じた措置

大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、あらかじめ定めたマニュアル等に準拠し、滞在者の安全の確保に努めるものとする。

第10章 被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集及び報告

ア 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

イ 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知。以下「火災・災害等即報要領」という。）に基づき報告を求める。

ウ 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

エ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について資料編に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合等、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

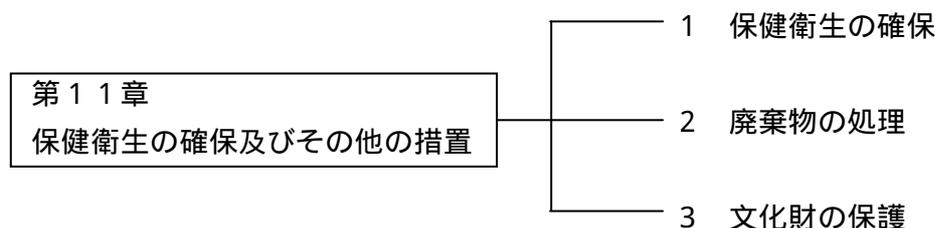
オ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中部管区警察局に速やかに連絡する。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は県が消防庁に報告を行う方法に準じ、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第11章 保健衛生の確保及びその他の措置



1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じ、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、県地域防災計画に準じ、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置する等、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、三重県栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準にさだめるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供

を行う。

- イ 県は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する等、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに基づき、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

ア 県は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。以下同じ。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

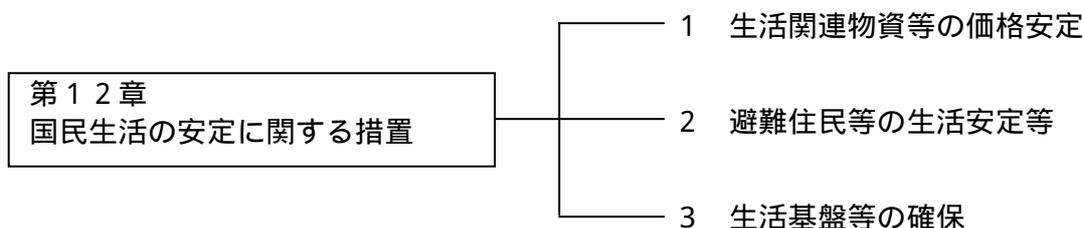
(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等(国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。)の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示さなければならない。

ウ 措置の執行は、所有者又は管理者の正当な意見を尊重し、文化財保護法第38条及び関連する条項に基づき実施しなければならない。

第12章 国民生活の安定に関する措置



1 生活関連物資等の価格安定

(1) 物価の安定の措置

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査及び監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保、便乗値上げの防止等の要請等を実施

イ 生活関連物資等の需給及び価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供及び相談窓口を設置

(2) 価格の高騰又は供給不足に対する処置

知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特別調査物資」という。）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特別調査物資を生産及び輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特別調査物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア) 特別調査物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ) 特別調査物資の生産及び輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特別調査物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

- ウ) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- エ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- オ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）
- イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置
 - 県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。
 - ア) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
 - イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
 - ウ) ア)及びイ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査及び関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）
- ウ 物価統制令に係る措置
 - 県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア)及びイ)の措置を講ずる。
 - ア) 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
 - イ) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）
 - また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収及び帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与及び被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 災害時要援護者に対する避難実施後の対応

県は、市町村、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、避難先で生活する乳幼児、要介護者、高齢者等に対し、ミルク及び車椅子、介護ベット等の介護用品、温かい食料品等配慮した物資の供給等を行う。また外国人被災者のため、関係機関と連携して、市町村へ通信ボランティア情報の提供に努める。

(3) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 就労状況の把握及び雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(5) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居、家財、事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

ア 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 河川管理施設、道路、港湾及び漁港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び漁港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア 指定地方公共機関であるガス事業者団体は、国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

イ 指定地方公共機関である運送事業者及び運送事業者団体は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

ウ 指定地方公共機関である医療関係団体は、国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第13章 交通規制

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路及び交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ円滑に行うため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況及び応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者は、交通規制及び道路の通行禁止措置等を行ったときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間等必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

ア 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

イ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第14章 赤十字標章及び特殊標章等の交付並びに管理

(1) 法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

ア 赤十字標章等（法第157条）

ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

イ) 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

エ) 識別対象

医療関係者、医療機関及び医療のために使用される場所、医療用輸送手段等（赤十字標章及び身分証明書のひな形）



(白地に赤十字)



(この証明書を発給する
国及び当局の名を記載
するための余白)

身分証明書



軍の 医療 要員以外の
常時の 医療 要員用

軍の 医療 要員以外の 常時の 医療 要員用

氏名.....

生年月日(又は年齢).....

識別のための番号がある場合にはその番号.....

この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。

.....

発給年月日..... 証明書番号.....

発給当局の署名

有効期間の満了日.....

身長.....	眼の色.....	頭髪の色.....
その他の特徴又は情報.....		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは摺印又はその双方	

(第一追加議定書付属書Iに規定する身分証明書のひな型)

イ 国際的な特殊標章等（法第158条）

ア) 特殊標章

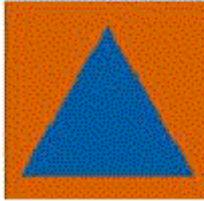
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ) 識別対象

国民保護関係者及び保護のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)

(この証明書を発給する
国及び当局の名を記載
するための余白)
身分証明書
文民保護の要員用

氏名.....
生年月日(又は年齢).....
識別のための番号がある場合にはその番号.....

この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ議定書及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」によって保護される。
.....

発給年月日..... 証明書番号.....
発給当局の署名
有効期間の満了日.....

身長.....	眼の色.....	頭髪の色.....
その他の特徴又は情報.....		
武器.....		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは構印又はその双方	

(第一追加議定書付属書Iに規定する文民保護の要員の身分証明書のひな型)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

ア 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ア) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
(ア)及びイ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

イ 知事は、県内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

(3) 特殊標章等の交付及び管理

ア 知事又は警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準、手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ア) 知事
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県職員
 - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ) 警察本部長
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - ・ 警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等、特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育及び学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。